

北九州市子ども会連合会規約

第1条 [名 称]

この会は、北九州市子ども会連合会（略称「 北子連 」という）と称し、事務局を北九州市八幡東区レインボープラザ内に置く。

第2条 [組 織]

この会は、各区の子ども会育成団体（以下「 区連 」という）および、理事会の承認を得た指導者団体を持って組織する。（北子連シニア・リーダークラブ）

第3条 [目 的]

この会は、地域社会における子ども会活動の発展を図ることを目的とする。

第4条 [事 業]

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区連相互の連絡提携、情報交換、交流事業
- (2) 子ども会会員の研修および次期指導者の養成研修を行う
- (3) 子ども会活動に関する調査・研究・広報・安全思想の高揚
- (4) 行政当局および他の育成団体との連携
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 [役員等]

この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 事務局次長 1名
会計 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 常任理事 若干名
・常任理事は区連会長及び各委員会の正副委員長（理事）とする
- (4) 会計監査 2名
- (5) 区連会長 7名

2・ 役員等の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠役員は前任者の残任期間とする。

3・ 本会に理事会の承認を得て顧問を置くことができる。任期は2年とする

第6条 [役員等の任務]

会長は、会務を統轄し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

事務局長は、会の事務を企画・総合調整する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、会の事務を企画・総合調整する。

会計は、会の収支記録・現金預金を管理する。

会計監査は、会の会計を監査し、総会に報告する。

第7条 [機 関]

この会に、次の機関を置く。

(1) 理事会

理事会は、本会の決議機関で第5条の役員等を持って構成し、必要に応じて会長が招集する。

会議は、第5条の役員総数の2分の1以上の出席（委任状含む）を持って成立し、議事は出席理事の過半数の賛同により成立する。

(2) 総会

年度当初の理事会を総会とし、第5条の役員の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、過年度経過報告・決算および新年度の予算・

運営要綱・事業計画・役員選出・規約改定等を行なう。

議長には、会長があたる。

(3) 役員会

役員会は、第5条の(1)をもって構成し、この会の運営に関して必要な事項を協議する。

(4) 常任理事会

常任理事会は、各部の正副部長および第5条(1)をもって構成し、必要な事項を協議する。
必要な事項を協議する。

(5) 委員会

理事会に、次の委員会を設置し、事業の円滑なる運営を図るものとする。

[研修委員会 事業委員会 J.L.養成委員会]

上記の正副委員長は、委員の互選により理事会の承認を得て会長はこれを委嘱する。

- ① 研修委員会 北子連育成研究協議会及び指導者の研修会等を企画運営する。
- ② 事業委員会 北子連主催の文化・体育行事など事業全般を企画運営する。
- ③ J.L.養成委員会 ジュニア・リーダーの養成を行う。

役員会に、広報、安全・共済、シニアの部を置く。

2 委員会及び役員会は専門委員(非理事)を委嘱することができる。

(6) 区連会長会

区連会長会は、各区連会長を持って構成しこの会に必要な事項を協議する。

- ① 次期役員の選考をし総会に推薦する。
- ② 北子連および他団体への顕彰の推薦を審議する。

第8条 [役員等の選出]

(1) 会長、副会長、会計監査は、総会において選出する。

選出に当たっては選考委員会を構成し、規約第2条の組織の中より候補者を選考し、総会に推薦する。

選考委員は、各区連会長とする。

(2) 事務局長、事務局次長、会計は、会長が委嘱し総会において承認を得る。

(3) 理事は、区連および指導者団体において選出する。

・ 理事選出基準 区連ごとに、前年度安全共済会加入人数により
500人以下 3名、501人～1000人 4名
1000人以上 5名とする。シニア・リーダークラブは2名とする。

第9条 [顧問]

この会に、顧問を置くことができる。

顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 [経費および会計年度]

この会の経費は、会費および助成金その他を充てる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第11条 [附 則]

第11条 [附 則]

(1) この規約の改正は、総会の決議によるものとする。

(2) この規約は、昭和38年4月1日より実施する。

昭和46年5月5日	一部改定	昭和48年4月18日	一部改正
昭和51年4月19日	一部改正	昭和54年4月18日	一部改正
昭和56年4月17日	一部改正	平成10年6月4日	一部改正
平成12年4月18日	一部改正	平成15年4月17日	一部改正
平成19年4月18日	一部改正	平成20年4月18日	一部改正
平成22年4月20日	一部改正	平成23年4月19日	一部改正
平成24年9月19日	一部改正	平成27年4月21日	一部改正

内規 ※ 会長の選出方法について

- ・各区の会長で構成する選考委員会で決定し、総会に推薦する。

選考委員長は委員の互選で決める。

- ・会長については、立候補及び推薦を受け付け、1人であれば総会に推薦し調整し会長候補を総会に報告し承認を得る。
調整できなかった場合は、総会で選挙する。

なお、会長の立候補及び推薦資格要件は、北子連の理事会構成メンバーとする。